

第64回愛知県国土利用計画審議会会議録

○日時

平成30年11月19日(月) 午後3時から午後4時30分まで

○場所

愛知県議会議事堂4階 会議室5

○出席した委員(五十音順敬称略)

天野正基	内田智美	岡本大忍	河合勝正
倉持香苗	千田勝隆	武田美恵	竹中千里
都築紀理	中塚正輝	中村健	秀島栄三
増田理子	三浦孝司		

(14名)

○出席した幹事

振興部土地水資源課長(事務局兼務)	政策企画局企画課長(代理)
環境部自然環境課長(代理)	産業労働部産業立地通商課長(代理)
農林水産部農業振興課長(代理)	農林水産部農地計画課長(代理)
農林水産部林務課長(代理)	農林水産部森林保全課長(代理)
建設部都市計画課長(代理)	建設部道路維持課長(代理)
建設部河川課長(代理)	建設部住宅計画課長(代理)
建設部建築指導課長(代理)	企業庁工務調整課長(代理)
企業庁研究施設用地開発課長	

○出席した事務局職員

振興部長	野村知宏
振興部土地水資源課長	桑原良隆
振興部土地水資源課主幹	梶田浩昭
課長補佐	鈴木系一
主任主査	田村豊
主事	小久保千佳
主事	三田彩加

1. 開会（事務局：桑原土地水資源課長）

2. あいさつ

野村振興部長

3. 議題

(1) 愛知県土地利用基本計画の変更について

ア 説明

資料により、鈴木土地水資源課長補佐が変更案について説明した。

イ 質疑

○諮問案件に関する質疑応答

(増田委員)

よくわからないので教えていただきたいのですが、このトヨタのテストコースですが、環境影響評価委員会に掛かっておりまして、環境に影響がないように、最大限、森林や肌地を残すという方向でアセスの方が通っています。

これを見た限りですと、今はこういう裸地状態になっていますが、今後、緑地を造成して、法面も緑化されるようですし、開発されているのは、ほぼ道路だけだというような案件で通ってきたものです。

そういう場合でもこれは白地地域になるのでしょうか。土地利用の法律を知らないものですから、もしできたら、こういう開発されたところも、緑地がその後造成されるのであれば、森林地域でいいじゃないかと思ったりするのですが、そのあたりどうなのか教えていただけたらと思います。

(研究施設用地開発課)

写真でご覧のとおり、法面については 45 cm から 1 m の郷土種の苗木が植わっている状況でございます。植えたところの取扱いについては、林務課の方から御説明させていただきます。

(林務課)

造成森林におきましては、その後、森林に回復するという前提でございますので、そこについては森林から除外しない方向で考えておりますので、そこについては森林のまま扱う例です。

(竹中会長)

今の法面を植林したところは、もう森林地域になっているということですか。

(林務課)

もともと除外をしていない地域になっています。

(竹中会長)

じゃあ面積としては道路のところだけがということですか。

(研究施設用地開発課)

道路の部分と、管理棟、建物が建つところ、いわゆる宅盤を整備しており、その面積が大きく主なものと解釈しております。

トヨタのテストコースのパンフレット、3ページ目をお開きください。3ページのところの真ん中が、2月に引渡しを行いました、中工区でございますが、黄色のところはテストコースで、それ以外に白い部分が事務管理棟、車両整備棟、排水処理施設や原動力棟が建つ部分であり、宅盤でございます。この部分については、森林区域から除外されたということでございます。

(竹中会長)

パンフレットの図と、それから9ページの赤い枠のところ、どこに一致していると見ればいいのでしょうか。

(研究施設用地開発課)

上側の赤い枠が、パンフレットの3ページ目の上の方、駐車場、原動力棟等と書いたところにあたります。

下側の赤い枠が、事務管理棟、それから車両整備棟、この辺の宅盤を含んだ部分にあたります。

(天野委員)

これは北向きなのですか。

(研究施設用地開発課)

上が北向き、同じ方向の向きでございます。

(竹中会長)

確認ですが、9ページの赤い枠の中の面積が40haということですよ。さっきの御説明だと、パンフレットの3、4ページの中でも緑のところとそうでないところで分かれるみたいな話で、どうやって見たらいいのかわからなくなってきてしまったのですが。

(研究施設用地開発課)

8ページの図面ですが、テストコースと照らし合わせたときに岡崎と豊田と二つの市町村に跨っておりますけども、岡崎のところについては入ってございません。豊田市内のところでございます。

そう思って見ていただいて、パンフレットの方ご覧ください。先ほどの3ページでございますが、ちょうど真ん中に青い線があるかと思えます。この線につきまして、豊田と岡崎の境でございます。先の資料8ページはその豊田市のみを示しております。

そして、宅盤、テストコース、道路及び法面のところを大きくかたどると、8ページの赤い枠になろうかと思えます。

(武田委員)

研究開発施設自体が 41.3 h a ですよね。もともと研究開発施設自体で 41.3 h a として、さらにテストコースで 113.3 h a 分の森林が消失しているとなると、森林地域の縮小 40 h aの方がはるかに小さいですね。

(研究施設用地開発課)

この研究施設用地というのは、東工区、中工区、西工区と3工区に分かれておりますが、今回の事案につきましては、すでに2月にトヨタにお渡しいたしました、中工区についてのお話でございます。パンフレットで見ていただきますと、右側に大きく黄色くなっているところが東工区ということで、今回の案件ではございません。

パンフレットの5ページをご覧ください。主な工事・工事量のところがございますが、650 h aのうち今回の中工区ということで 177.8 h aのところがございます。その中で72.4 h aが改変といったところで、あと森林地域を縮小するところがさきほどの40 h aといった形になるかと思っております。

(三浦委員)

中工区で改変面積が72 h aとなっていて、40 h aというのは何であるのか説明をお願いします。

(研究施設用地開発課)

緑地の造成を行っており、森林に回復すると見込まれる部分については森林地域として残りますので、その差引といった形になるかと思っております。

それと、岡崎のところは今回入っておりませんので、そういったものの差引と考えております。

(竹中会長)

そうしたら、今回中工区が引渡されたから出てきた案件で、東工区、西工区に関してもまた来年度以降出てくるということですか。

(研究施設用地開発課)

後日そういった案件をお願いすることとなります。

(竹中会長)

だいたい地図お分かりになりましたでしょうか。航空写真の地図はかなり大きく拡大されていて、中工区のところだけで、対象地域から外れるところを赤く囲ってあるというような作りだということですね。次回以降もっとわかりやすい図でお願いいたします。この案件承認いただいたということでよろしいでしょうか。

(秀島委員)

図の修正を後日でもいいから出してもらいたいと思います。

(竹中会長)

そうですね。変更地域の見せ方が航空写真と、8ページの図と違うと

いうところを直していただいて、40haの変更があることについてはそれをもって皆さんの承認を得たということによろしいでしょうか。

〔 後日、資料の修正を行い、竹中会長及び秀島委員の承認後、平成30年11月30日付で各委員あて修正資料を送付した。 〕

ウ 結論

(竹中会長)

知事からの諮問に対し、異議がない旨答申する。

(2) その他

○愛知県国土利用計画改定に向けた今後の動きについて

ア 説明

資料により、梶田土地水資源課主幹が説明した。

イ 質疑

(三浦委員)

国土利用計画を2年後に変更するということですが、この国土利用計画と都市計画法の用途指定との関係というのはどういう風になっているのですか。

(事務局)

国土利用計画と都市計画の用途規制でございますが、国土利用計画は土地に関する最上位計画として、10年間の土地利用の方向性、構想を書いたものでございます。具体的な規制については都市計画になります。

ですので、国土利用計画はビジョン、都市計画の利用規制は具体的な規制と考えていただければよろしいかと思っております。

(三浦委員)

そうであるならば、国土利用計画というのは、最適なそういう土地利用を決定していくということでいいわけですね。

そしてそれを決めたら、それに従って都市計画法の方も決まっていくということで理解していいのですか。

(事務局)

御説明申し上げましたとおり、国土利用計画はビジョン、構想でございますので、最上位の形での計画となりますので、具体的なそういった哲学の部分については個別規制法の中で現れていくことになるかと考えてございます。

(三浦委員)

ビジョンだけであって、現実にやっていくものについては個別法の方が優先してしまうということであるなら、国土利用計画はあってもなくてもいいのではないのでしょうか。

(事務局)

厳しい御意見をいただいておりますが、個別規制法の理念の上であって、愛知県として、愛知県全体の県土をどうしていくかという考え方を示しているものでございますので、まったく無駄ということではないかと考えてございます。

(三浦委員)

そうであるならば、国土利用計画に基づいて、都市計画法の土地利用計画を決定させていかななくてはならないのではないかとこのことを言っております。

(事務局)

愛知県の国土利用計画には、上位計画に全国の国土利用計画がございまして、その方向性に沿って、県土全体の国土利用計画を定めてございます。

(三浦委員)

だから、愛知県のことをここでやっているのだから、愛知県の最善の国土利用についてこうあるべきだと決めて、そしてそれでもって個別法を決めていかななくてはならないのではないのかと、その指導をしていかななくてはならないのではないのかということをおっしゃいます。

(事務局)

委員ご指摘のとおりでございますが、愛知県の国土利用計画は土地に関する最上位の計画ですので、当然のことながら個別規制するような計画についても国土利用計画に反するようなものはないかと思っております。

(三浦委員)

新都市計画法が改定されたのは昭和 43 年で、もう 50 年経っており、そのときに市街化区域、調整区域を決め、市街化区域については住専、あるいは工専だとかを決め、調整区域については農用地だとかが決まっております。

私は豊田市に住んでいるので現実を言っておきたいのですが、50 年前に決めたことを踏襲してきており、スプロール化をなくそうとしてやってきております。

しかし現実として、工業用地、商業施設等は必要だといってきましたが、市街化区域のところでは工専だ、あるいは住専だというのは充足しきってしまい、スプロール化を助長させている。だから、工業用地についても条件が整うところだけにやっていて、それも大変重要な農業用地をどんどん潰しているというのが現状であって、街道沿いに工業団地みたいなものを作らせておいて、その裏側を見れば盲地にさせてしまっている。

国土利用の最上位にあるというならば、もう一度、そういう区分けをきちんと決めさせないといけないのではないのでしょうか。それは個別法でというのは、自分たちだけ理想を語り、現実を見てないということではないのでしょうか。

農業関係の方がみえますが、豊田市等がいまどういう現状か、聞いてみてください。扶桑町長さん、西尾市長さんもみえますが、そういう方たち

が工業用地、商業用地を作りたいと言っても、市街化区域の工専の地域、あるいは住専の地域で建てられるところはほとんどないのではないですか。そういうものをどのように反映させるのでしょうか。

(竹中会長)

いまの三浦委員の御意見等は、この審議会はいったい何をするとおられるかというように、今までも何回かここで出でております。

本来ならば三浦委員が仰っているように、愛知県として、国土利用計画がいかにすれば一番実効性のあるものになるか、理想になるかというところ、今までのやり方がまずければそれを変えていくことができるかどうかというようなことを審議するべきではないかということですよ。

(三浦委員)

審議するのではなくて、きちんとしたものを出して、それを我々は判断すべきだということです。だから、出してもこない、理想だけを語って、こういうものが必要でありますと言っているだけで、何になるのかと。

都市計画法が優先してしまっていて、そしてそれは要件が満たされるものについてはどんどん変更させてしまっているわけですよ。

(秀島委員)

同じことを思っております、別の言い方をしますと、参考1で目標値というものがありますけど、この目標値に対して、トレンドがそれとおりになっていないという図がいっぱいあるのですが、やはり計画という言葉があるからには、目標値にどうやって到達させるのかという具体的な方法というのを示さないと計画とは言わないと思います。従来、こういったことがあった場合、計画の骨子案を今後作るということですが、どういところで目標値を達成しようとするのかというのは、原案として示していただけののでしょうか。

要するに、それが都市計画でどうするのかということだったりするのだと思うのですが。

(事務局)

これから改定する話ですので、当然、いま議長からも仰られましたように、いままでの計画がすべてではないと思っております。改めるべき点は少しずつでも改めていかなければいけない、より良い形でやっていくことが当然だと思っております。

今回、来年1月から本格的に国土利用計画の改定について御審議をいただきますので、いまの委員の御言葉も十分踏まえたうえで、考えてまいりたいと思っております。

(三浦委員)

だから、要するに、いま先生が言われたように、目標値を立てていても、やる場がなければ目標値に到達できないのではないのでしょうか。

工業用地を作りたい人はたくさんいますが、要件が整わないからここではできませんと言っていて、それを目標値に到達しておりませんと言っているだけで、何をしてくれるのでしょうか。

きちんとした指標を立てて、そして、こういう都市計画法も、もう一度

土地利用の計画を変更すべきではないでしょうか。

(事務局)

国土利用計画法に基づく国土利用計画としてやるべきことをやっていきたいと考えてございます。なかなかいま、委員仰られたような、個別規制法とはちょっと違う性質の計画でございますので、その限界はあるとは思っております。

(三浦委員)

そんなものはあってもなくても一緒ではないでしょうか。

(竹中会長)

今回の御説明で、参考資料の2とか3で、現状を指標をもって解析して、何が問題かと、どこが強くてどこが弱いかという愛知県のいまの国土利用の内容を数値で比較してやっているところは、非常にわかりやすくなって、ちょっと前進したのかなと。

これが県だけじゃなくて、市町村レベルでもこういう解析をすることによって、何が問題でどこを変えなければいけないかということが見えてくるのかなと思って、大いに期待しておるところです。これからこういうことをデータでやっていければいいなと思っているのですが、いかがでしょうか。

(事務局)

国土利用計画にはアウトカム指標が設定されてございませんので、定性的な表現で方向性のみを書いてある、ということがございましたので、今回は参考にという形で、国土利用計画の改定の前に一度、その定性的な表現を何らかの指標でできないかと、アウトカム指標を設定して評価してみたものでございます。

次回の改定については、最初から基本方向についてはアウトカム指標を作って進捗なども確認してまいりたいと、それは考えてございます。

(竹中会長)

ぜひよろしく願いいたします。それから参考資料の3、このアンケートですが、これアンケート結果の一部だということですが、全体に関してはどこかで公表されるのでしょうか。

(事務局)

1月から本格的な改定作業には入りますので、その折には当然委員の皆様にご覧いただこうと思っております。

(竹中会長)

よろしく願いします。

(中村委員)

市長会の理事で出席させていただいておりますので、実際の市町村の市政運営をしている中で感じることで意見を言わせていただきます。

現実的にそれぞれの市町村で抱える課題等がある中で、どのようにまち

づくりをやっていこうかという、特にハード的な部分ですとか、土地の利用をどう考えるかというときに、執行側がこういうようなところにこういうことをしたいですとか、市民の皆様からも意見を募るときに、だいたい詰まるのが都市計画であって、じゃあその都市計画はいつ決まったのかというと、半世紀くらい前のことですよという、こういうのが実情として結構多いんですね。

ここの審議会でそこまで決めるということじゃないのかもしれませんが、時代が、社会状況が大きく変わっていく中で、地方分権だとか地方創生だとかって言われているわりには、結構その規制によって自由度がないなということを感じます。一定の網をかける規制は必要なのだらうと思いますが、もう少し柔軟にできると、それぞれの街の特色を生かしながらとか、それぞれの街の課題に応じたまちづくりがやりやすいなという感想は持っております。

おそらく他の首長さんもそこは同じじゃないかなという風に思いますので、意見として申し添えさせていただきたいと思います。

○豊田・岡崎地区研究開発施設用地造成事業の進捗状況について

ア 説明

資料により、仙石研究施設用地開発課長が説明した。

イ 質疑

(三浦委員)

フェンスの問題ですが、中にあるイノシシやシカを外へ出してしまっていて、それで今またフェンスで囲ってしまったら、今度は外に出たやつが入るにも入れなくなってしまうのではないのでしょうか。

(研究施設用地開発課)

地元からの話を聞いたところ、岡崎方面では、猟でイノシシやシカを追いやるのですが、事業地が逃げ場になってしまっているということも聞きますし、豊田市の方々からは、事業地が餌場になっている、寝床になっているということも聞きますので、やはり外から中に入ることも防止が必要だと考えております。

当然、中から外へ出すことも防ぐ必要がありますが、地域の声だと、事業地の中へ逃げ込んでしまうと、事業地は鉄砲等が使えないため、猟ができず困っているというような話もございましたので、やはり事業地の中へ外から入ることも防ぐ、それから事業地から、今後、外の方に出ることを防ぐという、両方からの意味で囲むということにいたしております。

(竹中会長)

そしたら、あそこに住んでいる動物は、そこに閉じ込められる、封じ込められるということですか。

(研究施設用地開発課)

イノシシ、シカは出られない、入れないということをするのですが、メッシュの大きさについては、環境監視委員会の哺乳類の専門家の学識委員にも意見を聞きまして、小動物の移動は妨げてはいけないということで、

10 cm四方の大きさを確保し、小動物の移動に配慮しているところでございます。

(竹中会長)

中での生態系の管理というか、頭数管理っていうのもされていくわけですか。

(研究施設用地開発課)

実は、シカにつきましては、いままでもフン塊調査といって、フンの調査をする調査を毎年行っておりまして、今後、柵で囲った後も、その調査をして、頭数の状況の変化を見ていこうと考えております。

ただ、イノシシについてはなかなか一頭一頭数えるというそういう調査もございませんので、事業地内に檻を設置しておりまして、その捕獲状況等を、経緯を見ながらモニタリングしていこうという風に思っております。

(増田委員)

柵の高さは何mですか。

(研究施設用地開発課)

シカは飛び越えられないというように御意見聞きまして、2.5mの高さを確保しております。

4. 閉会（桑原土地水資源課長）